

(読み下し文)

船年寄え

近来上方酒取寄売候者
多く有之候川口入酒之儀は
御番所御法合も有之處
如何致候而
御城下え上酒多数二入込
候哉不審之事二候全船二而
忍々致運漕候儀二可有之
甚以不埒之事二候依之此節
厳密二取調船持共咎可
申付処寛宥之沙汰を以
不及其儀候十月朔日以後は
上方酒他所酒在方二而造立
候酒共市中二而売買厳敷
指留候間此旨船方二も相心得
上方酒大坂御留守之差紙
附之外并他所酒在酒とも
運漕致間敷候臨時入舟改
之者差遣し積荷相改候儀も
可有之候間其旨可存候右
日限以後不正之儀於有之六
船持株取揚厳敷咎可
申付候間心得違無之様
可致候

右之趣船持株并未々
船稼之者迄不洩様可被
触知候

閏七月

(さらに平易に書き直した文)

船年寄りへ

近来、上方酒取り寄せ売りそうろう者
多くこれあり候。川口入り酒の儀は
御番所御法合いもこれあるところ、
いかが致しそうろうて
御城下へ上酒多数に入り込み
そうろうや、不審の事にそうろう。全く船にて
忍々運漕致しそうろう儀にこれあるべく、
甚だもつて不埒の事にそうろう。これにより、この節
厳密に取り調べ、船持ちども咎め
申し付くべきところ、寛宥の沙汰をもつて
その儀に及ばずそうろう。十月朔日以後は
上方酒、他所酒、在方にて造り立て
そうろう酒ども市中にて売買厳しく
指し留めそうろうあいだ、この旨船方にもあい心得、
上方酒は大坂留守(居)の差し紙
付きのほか、ならびに他所酒、在酒とも
運漕致すまじくそうろう。臨時入り舟改め
の者差し遣わし、積み荷あい改めそうろう儀も
これあるべくそうろうあいだ、その旨存ずべくそうろう。右
日限以後、不正の儀これあるにおいては、
船持ち株取り揚(上)げ、厳しく咎め
申し付くべくそうろうあいだ、心得違ひこれなきよう
致すべくそうろう

右の趣き、船持ち株ならびに未々
船稼ぎの者まで洩れざるよう
触れ知らざるべくそうろう

閏七月